



# 建築物等の解体等にかかわる

# 川崎市のアスベスト対策



## …はじめに…

アスベストはその形状が極めて細く、吸引すると健康影響を及ぼすおそれがあります。一方で、その利便性の高さから、建築材料として建築物等に使用されています。今後、アスベスト建材が使用された建築物等の解体作業の増加が予測されることから、それに伴うアスベストの飛散が懸念されています。

川崎市では、「大気汚染防止法」に加え、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）」により、建築物等の解体等作業に伴うアスベストの飛散防止対策に取り組んでいます。

このパンフレットは、建築物等の解体等作業を伴う建設工事の施工者及び注文者に「大気汚染防止法」及び条例の規制内容や手続きの流れを御理解いただき、適切なアスベスト飛散防止対策を行っていただくとともに、市民の方々に本市のアスベスト飛散防止対策について理解を深めていただくことを目的に作成しました。

## アスベストとは

アスベストは「石綿」とも呼ばれている繊維状の天然の鉱物の一種で、クリソタイル、アモサイト、クロシドライトなどがあります。熱、薬品、摩擦などに強く、電気を通しにくい上に加工しやすいという特性があるため、建築材料、電気製品、自動車、家庭用品など様々なところで利用されてきました。これらの中でもアスベストの8割以上が建築材料として使用されています。しかし、近年、アスベストの吸引による健康影響が明らかになり、各種法令で規制が行われるようになりました。



天井に吹き付けられたアスベスト



屋根裏の折板石綿断熱材



住宅屋根用化粧スレート

出典：国土交通省「目で見えるアスベスト建材(第2版)」平成20年3月

## アスベストの使用状況

アスベストの使用は段階的に規制が行われており、現在、日本ではアスベスト含有製品の製造・輸入・使用等は原則禁止されています。しかし、古い建築物にはアスベストを含有している建築材料が使用されたままになっており、これらを解体する時に不適切な取扱いをしてしまうと、アスベストが周囲に飛散してしまう恐れがあります。したがって、建築物の解体時などには、適切なアスベスト飛散防止対策を行うことが必要となります。

### アスベストの使用規制年表

1974年(昭和49年)		アスベストの輸入ピーク(年間35万トン)
1975年(昭和50年)	10月1日	5%*を超えるアスベストの吹付け作業の原則禁止
1989年(平成元年)	12月27日	アスベスト製品製造・加工工場におけるアスベストの大気濃度基準設定
1995年(平成7年)	4月1日	アモサイト、クロシドライトの使用禁止
1995年(平成7年)	4月1日	1%を超えるアスベストの吹付け作業の原則禁止
2004年(平成16年)	10月1日	1%を超えるアスベスト含有建材、摩擦材、接着剤など10品目の製造・使用等禁止
2006年(平成18年)	9月1日	0.1%を超えるアスベスト含有製品の製造・使用等全面禁止

\*重量パーセント

## 注文者(発注者)が建物などを解体・改造・補修する時に行うこと

建物などにアスベスト建材が使用されている場合、適切なアスベストの飛散防止対策を行わずに解体などを行うと、アスベストが周囲に飛散する恐れがあります。したがって、事前にアスベスト建材が使用されている箇所を把握するために、注文者(発注者)は以下の対応が必要です。

注文者(発注者)の配慮等  
大気汚染防止法第18条の15第2項

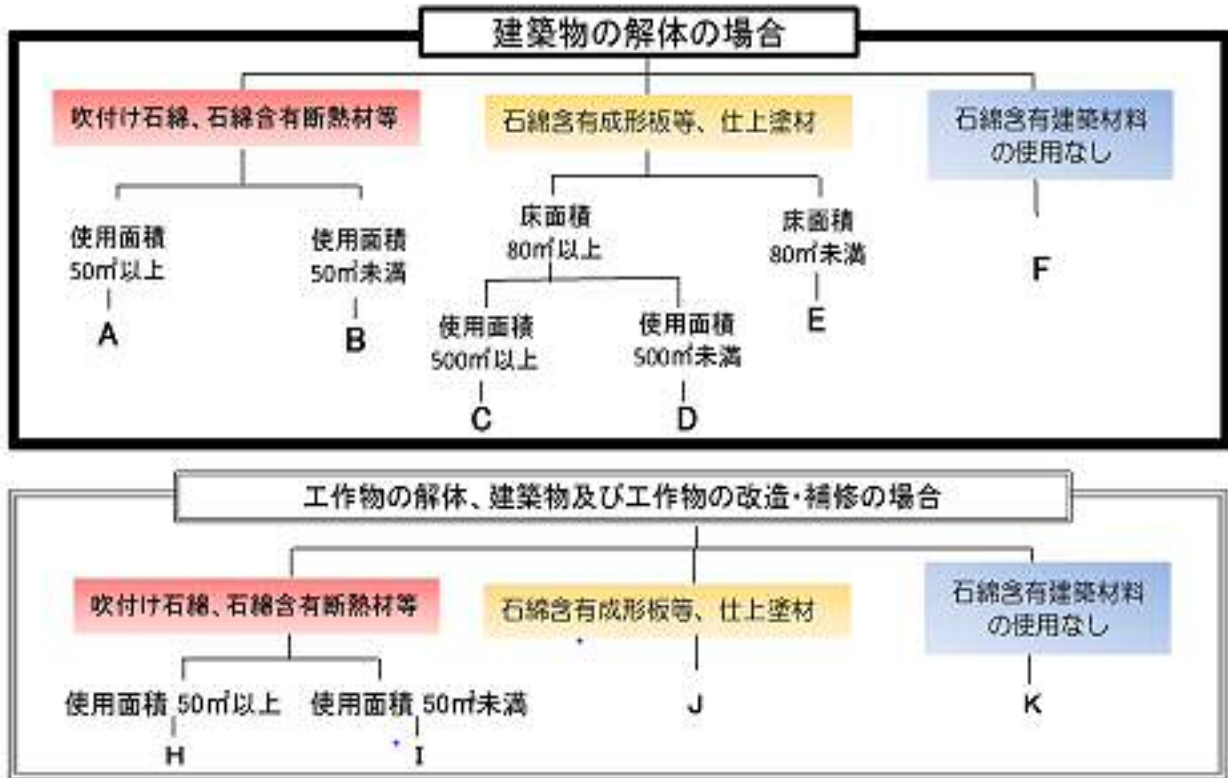
- 建築物等の解体等を業者に注文するときは、アスベスト建材の有無を事前に調査するよう業者に依頼し、建築物の設計図面等の情報があれば、提供してください。
- 業者が必要なアスベスト飛散防止対策ができるよう、費用、工期等に配慮して契約を行ってください。これは、元請け業者が下請け業者と工事の契約をする場合も同様です。
- アスベスト建材の種類等によって、大気汚染防止法や条例の届出を提出する必要がありますので、業者または大気環境課に御確認ください。



なお、建物などにアスベスト建材の使用に関する調査は十分な知識を持つ専門業者に依頼してください。また、専門業者については、裏表紙の問い合わせ先の「建材のアスベスト含有調査等を行う機関(業者)に関しては」を御覧ください。

# 手続き・作業内容早見表

大気汚染防止法と条例の規定により必要な手続きは、実施する解体等作業の内容が図のA～Kのどこに該当するかを調べ、一番下の表と照らし合わせることで確認することができます。



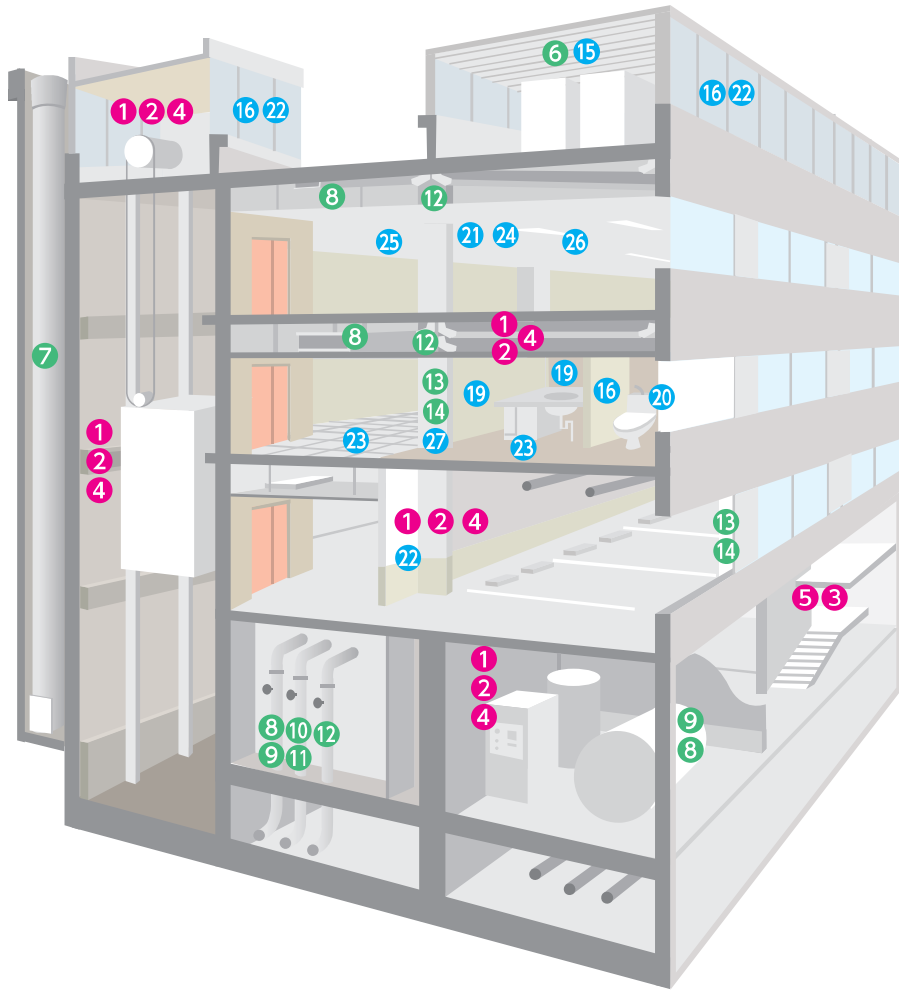
		根拠	A	B	C	D	E	F	H	I	J	K
届出	石綿含有建材の事前調査実施	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	発注者への説明	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事前調査結果の記録・保存	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	特定粉じん排出等作業実施届出書の提出	大	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-
	事前調査結果届出書の提出	-	条	○	○	○	○	-	○	○	-	-
	石綿排出等作業実施届出書の提出	-	条	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	石綿濃度測定計画・報告書の提出	-	条	○	-	-	-	-	○	-	-	-
特定 工 事 中	作業完了報告書の提出	-	条	○	○	○	-	-	○	○	-	-
	作業計画の作成	大	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	広告物の配布等(住民周知)	-	条	○	○	○	○	-	○	○	-	-
	(元請業者から)下請業者への説明	大	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	事前調査結果の掲示(掲示板)	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事前調査結果の写しの備え置き	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	作業実施基準の掲示(掲示板)	大	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-
特定 工 事 中	作業基準の遵守(作業方法)	大	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	作業の記録	大	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	石綿濃度の測定	-	条	○	※	※	※	※	-	○	※	※
	特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-
作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	

大…大気汚染防止法 条…川崎市条例

※は市長が必要と認める場合に、測定等を要請することがあります。



# 石綿含有建築材料とその使用箇所への例

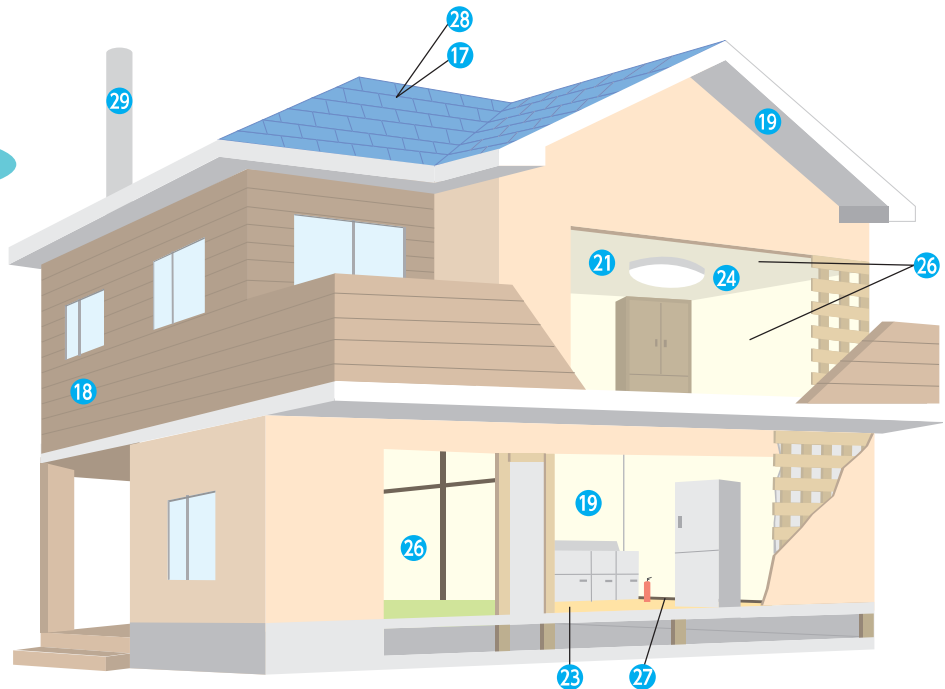


アスベスト建材の使用  
可能性があります



RC・S造

戸建て住宅



## 石綿含有建築材料とその使用箇所の例

		石綿含有建築材料の区分	No.	建築材料の具体例	使用箇所の例
大気汚染防止法の届出対象建築材料	吹付け石綿		①	吹付けアスベスト	鉄骨、天井、機械室
			②	石綿含有吹付けロックウール	鉄骨、天井、機械室
			③	石綿含有バーミキュライト（ひる石）	天井
			④	湿式石綿含有吹付け材	鉄骨、エレベータシャフト
			⑤	石綿含有吹付けパーライト	天井、梁
	石綿含有断熱材		⑥	屋根用折板石綿断熱材	屋根裏
			⑦	煙突用石綿断熱材	煙突
	石綿含有保温材		⑧	石綿含有けいそう土保温材	ダクト・エルボ部分
			⑨	石綿含有けい酸カルシウム保温材	ダクト・エルボ部分
			⑩	石綿含有バーミキュライト保温材（ひる石保温材）	ダクト・エルボ部分
			⑪	石綿含有パーライト保温材	ダクト・エルボ部分
			⑫	石綿保温材	ダクト・エルボ部分
	石綿含有耐火被覆材		⑬	石綿含有けい酸カルシウム板第2種	柱、梁、壁、天井
			⑭	石綿含有耐火被覆材	鉄骨、梁、エレベータ周辺
石綿含有建築材料	石綿含有成形板等		⑮	スレート波板	外装材（外壁、軒天）
			⑯	スレートボード	内装材（壁、天井） 外装材（外壁、軒天）
			⑰	住宅屋根用化粧スレート	屋根材、外壁
			⑱	サイディング	外装材（外壁、軒天）
			⑲	けい酸カルシウム板第1種	内装材（壁、天井） 耐火間仕切り 外装材（外壁、軒天）
			⑳	パルプセメント板	内装材（壁、天井）
			㉑	スラグせっこう板	内装材（壁、天井）
			㉒	押出成形セメント板	外装材（外壁、軒天）
			㉓	ビニル床タイル/ビニル床シート	床材
			㉔	パーライト板	内装材（壁、天井）
			㉕	ロックウール吸音天井板	内装材（天井） 外装材（軒天）
			㉖	せっこうボード	内装材（壁、天井）、床材
			㉗	ソフト巾木	床材
			㉘	ルーフィング	屋根材
			㉙	セメント円筒	煙突材

石綿含有仕上塗材

外壁塗装

参考：国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」平成20年3月

# 相談・問い合わせ先など

## ● アスベスト処理技術について(審査証明取得技術一覧)

名称	電話番号	管轄区域・ホームページアドレスなど
一般財団法人 日本建築センター	03-5816-7527	<a href="http://www.bcj.or.jp/">http://www.bcj.or.jp/</a> (サイト内検索エンジンで「審査証明取得技術一覧」を検索)

## ● 建材のアスベスト含有調査等を行う機関(業者)に関しては

(公社)日本作業環境測定協会精度管理センター	03-5625-4280	<a href="http://www.jawe.or.jp/">http://www.jawe.or.jp/</a>
------------------------	--------------	---

## ● 大気中のアスベスト濃度調査等を行う機関(業者)に関しては

(公社)日本作業環境測定協会精度管理センター	03-5625-4280	<a href="http://www.jawe.or.jp/">http://www.jawe.or.jp/</a>
------------------------	--------------	---

## ● 民間建築物の助成・融資制度に関しては

- 多数の人が利用する民間建築物の含有調査及び除去等への助成

川崎市まちづくり局指導部建築指導課	044-200-2757	
-------------------	--------------	--

- 川崎市の中小企業向け融資制度

川崎市経済労働局産業振興部金融課	044-544-1846	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/280/soshiki/6-3-4-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/280/soshiki/6-3-4-0-0.html</a>
------------------	--------------	---

- 日本政策金融公庫による低利融資

日本政策金融公庫横浜支店	045-682-1061	<a href="http://www.jfc.go.jp/">http://www.jfc.go.jp/</a>
--------------	--------------	---

日本政策金融公庫川崎支店	044-211-1236	<a href="http://www.jfc.go.jp/">http://www.jfc.go.jp/</a>
--------------	--------------	---

## ● アスベストの一般的事項について

一般社団法人 JATI協会		<a href="http://www.jati.or.jp/">http://www.jati.or.jp/</a>
---------------	--	---

## その他関係法令について

### ● 廃棄物処理法関係

- アスベスト廃棄物の処理について

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課	044-200-2581,2596	
-------------------	-------------------	--

### ● 労働安全衛生法関係

- 労働安全衛生法・石綿障害予防規則による建築物解体時の届出等について

神奈川労働局	045-211-7353	<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html">https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html</a>
--------	--------------	---

川崎南労働基準監督署	044-244-1271	川崎区、幸区
------------	--------------	--------

川崎北労働基準監督署	044-820-3181	中原区、宮前区、高津区、多摩区、麻生区
------------	--------------	---------------------

- 事業者から建築物解体作業におけるアスベストばく露防止対策に関する相談

建設業労働災害防止協会	03-3453-8201	<a href="http://www.kensaibou.or.jp/">http://www.kensaibou.or.jp/</a>
-------------	--------------	---

	045-201-8456	<a href="http://kensaiboukanagawa.com/">http://kensaiboukanagawa.com/</a>
--	--------------	---

建設業労働災害防止協会神奈川支部	川崎南 044-222-4433	川崎区、幸区
------------------	------------------	--------

	川崎北 044-871-7005	中原区、宮前区、高津区、多摩区、麻生区
--	------------------	---------------------

### ● 建設リサイクル法関係

- 特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)を用いた建築物等の解体工事などの届出等について

川崎市まちづくり局指導部建築管理課	044-200-3088	
-------------------	--------------	--

### このパンフレットに関するお問い合わせ

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課 電話 044-200-2526 ファックス 044-200-3922

- ホームページ 川崎市の大気 アスベストについて

川崎市の大気 アスベスト



このパンフレットは再生紙を使用しております。